

横浜市道路附属物自動車駐車場における指定管理者の業務評価について

1 委員会開催の趣旨

「横浜市道路附属物自動車駐車場条例」第6条により、「指定の期間において、駐車場の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない」と規定されています。また、「横浜市道路附属物自動車駐車場指定管理者選定評価委員会運営要綱」第2条により、「委員会は、指定管理者による駐車場の管理の業務に係る評価等に関し、調査審議し、市長に意見を述べる」と規定されているため、選定評価委員会により、指定管理者の業務に関する評価を行います。

○横浜市道路附属物自動車駐車場条例（抜粋）

（管理の業務の評価）

第6条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第4条第1項各号に掲げる駐車場の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

○横浜市道路附属物自動車駐車場指定管理者選定評価委員会運営要綱（抜粋）

（担当事務）

第2条 委員会は、道路附属物自動車駐車場（以下「駐車場」という。）の指定候補者（指定管理者の候補者をいう。以下同じ。）の選定（以下「選定」という。）、指定管理者による駐車場の管理の業務に係る評価（以下「評価」という。）等に関し、次の事項について調査審議し、市長に意見を述べる。

- (1) 選定手続の細目
- (2) 選定基準
- (3) 公募要項等の内容
- (4) 選定及び次点候補者（指定候補者を指定管理者として指定できない事情がある場合において、当該指定できない候補者に代わって指定候補者となるべき者をいう。以下同じ。）の決定
- (5) 評価基準
- (6) 評価の決定
- (7) 指定管理者の指定の取消し
- (8) その他市長（区長）が選定、評価等について必要と認める事項（議事）

2 会議の成立について

○横浜市道路附属物自動車駐車場指定管理者選定評価委員会運営要綱（抜粋）

（議事）

第8条 委員会の会議は委員長が招集する。ただし、委員の任期が満了した後第6条第1項の規定により委員長を定めるまでの間は、市長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の会議の議事は、出席した委員（議長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

【横浜市道路附属物自動車駐車場指定管理者選定評価委員会 委員名簿】

（委嘱期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで）

（敬称略 五十音順）

氏 名	役 職
こばやかわ さとる 小早川 悟	日本大学理工学部交通システム工学科 教授
さいとう たかこ 齊藤 貴子	公益財団法人横浜市観光協会 専務理事
たなか じゅん 田中 淳	公認会計士
よしおか ようこ 吉岡 耀子	交通・環境ジャーナリスト
わだ まみ 和田 真美	弁護士

3 委員長及び職務代務者の選出について

○横浜市道路附属物自動車駐車場指定管理者選定評価委員会運営要綱（抜粋）

（委員長）

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

4 会議の公開について

○横浜市道路附属物自動車駐車場指定管理者選定評価委員会運営要綱（抜粋）

（会議の公開）

第10条 委員会の会議は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定に基づき、公開するものとする。ただし、同条ただし書に該当する場合は、委員会の決定により非公開とすることができる。

○横浜市の保有する情報の公開に関する条例（抜粋）

（会議の公開）

第31条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき設置する審議会等の附属機関（以下「附属機関」という。）の会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等に特別の定めがある場合
- (2) 非開示情報に該当する事項を審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

（行政文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求者に対し、当該開示請求に係る行政文書を開示しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの